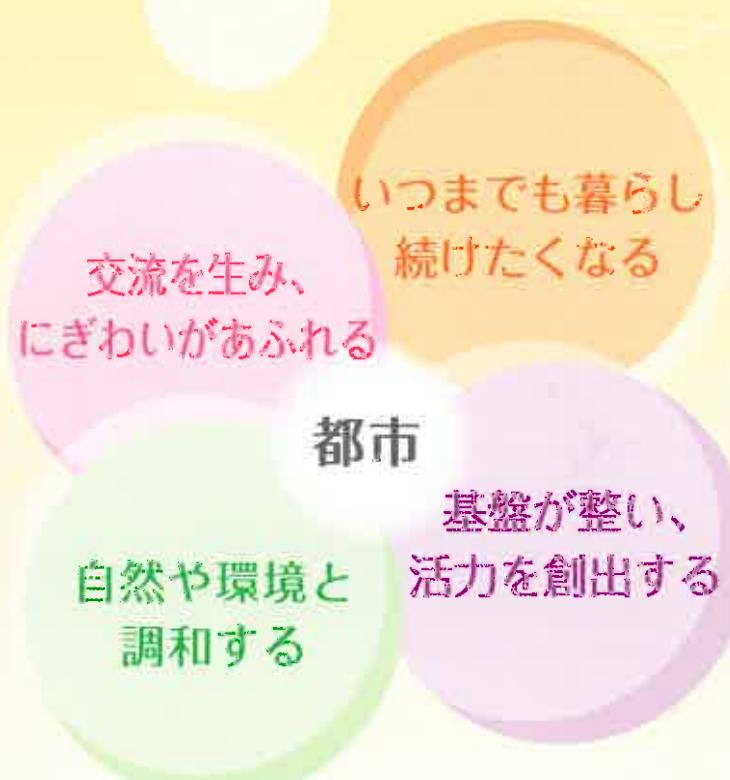


# 犬山市都市計画マスタープラン

【計画期間：2011年～2022年】

## 【概要版】



平成 29 年 3 月  
犬 山 市

## 1 はじめに

### 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村が、住民の意見を反映させながら、目指すべき将来の姿や都市づくり、都市計画の基本的な考え方を示すものです。

『犬山市都市計画マスタープラン』は、平成34年度を目標年次として平成23年に策定され本市の目指すべき将来像とその実現に向けた土地利用など個々の都市計画の大きな方針を明らかにする「全体構想」と、市内を5地域に区分し、各地域の具体的なまちづくり方針を明らかにした「地域別構想」で構成されています。

計画期間の後半を迎えるにあたり、上位計画である第5次犬山市総合計画の中間見直しが行われたこと、本格的な人口減少時代に対応して国の都市計画に関する新たな制度が創設されたことを踏まえて現計画の中間見直しを行いました。

## 2 全体構想

### 目標年次

第5次犬山市総合計画にあわせ、『平成34年度  
(西暦2022年度)』を目標年次とします。

### 目標人口

第5次犬山市総合計画の改訂にあわせ、本計画  
の目標人口を73,400人とします。

### 将来都市像及び都市づくりの目標

第5次犬山市総合計画における「まちの将来像（目指すまちの姿）」に即し、将来都市像と4つの都  
市づくりの目標を定めます。

#### 人が輝き 地域と活ける “わ”的まち 犬山

○健康市民づくり ○自主財源の確保 ○都市の持続可能な発展 など

「いつまでも暮らし続けたくなる都市」「基盤が整い、活力を創出する都市」

「交流を生み、にぎわいがあふれる都市」「自然や環境と調和する都市」

### 都市づくりの目標の見直しのポイント

- ◆いつまでも暮らし続けたくなる都市：高齢者を含めたすべての市民が暮らし続けられることが都市の持続性の根源にあるとの認識から、公共交通を活かした生活の拠点の形成や、日常生活を営み、コミュニティを維持するうえでの基本単位である小学校区ごとに生活支援機能の充実を図ります。
- ◆基盤が整い、活力を創出する都市：市民生活を支える全市レベルの都市機能を強化すべき拠点として犬山駅周辺地区に加え橋爪・五郎丸地区を新たに位置づけます。
- ◆交流を生み、にぎわいがあふれる都市：市内各地域に立地する魅力ある交流資源の連携強化を図ると同時に、市民と来訪者の交流を促進することを狙いとして、橋爪・五郎丸地区において新たな交流エリアの形成を目指します。
- ◆自然や環境と調和する都市：水と緑など現行マスタープランの都市構造を踏襲しつつ、公共交通機関の活用と集約的居住の誘導により、過度に自動車に依存しない低炭素社会へ向けた都市構造を目指します。



## 都市づくりの目標

### いつまでも暮らし続けたくなる都市

#### ▶公共交通を軸とした身近な生活拠点と生活圏の形成

- 地区拠点、準地区拠点、コミュニティ拠点を形成し、過度に自動車交通に頼らないで暮らし続けられる都市

#### ▶多様なライフスタイルに対応できる暮らしの場の形成

- 伝統文化、便利さ、農ある暮らしや自然とのふれあいなど多様な魅力がある都市

#### ▶“あんき”で安全・安心な暮らしと市民の健康とコミュニティを支えて

- 公共交通の確保や防災、防犯面に配慮した施設整備、健康づくり・福祉エリアの形成など、市民の健康づくりやコミュニティ形成に寄与する都市

#### ▶地域の歴史文化を礎に

- 歴史的風致の維持・向上など、地域に根差した生活文化や地域コミュニティを礎にして多様な世代が住み続けたくなる都市



### 交流を生み、にぎわいがあふれる都市

#### ▶城下町地区の歴史文化と地元住民の暮らしを礎とした観光交流拠点の形成

- 城下町地区における歴史的な建造物や町並み、それを舞台とした犬山祭など地域に根差した歴史、文化的資源の魅力を通じ、市民と来訪者が交流し、にぎわいあふれる都市

#### ▶市民や来訪者の交流を促進する交流エリアの形成

- 橋爪・五郎丸地区における交通利便性や既存交流施設を活用した交流エリアの形成により市民や来訪者の交流が深まる都市
- スポーツやレクリエーション活動、健康づくり活動や文化活動、農とのふれあいや自然とのふれあいができる都市

#### ▶市街地と東部の丘陵地間の公共交通と歩行者・自転車によるネットワークの形成

- 東部の丘陵地に分布する観光・レクリエーション施設や点在する住宅団地、集落地を結ぶ、道路とバス交通等のネットワーク、歩行者・自転車ネットワークの形成などにより、多様な交流が創出される都市



### 基盤が整い、活力を創出する都市

#### ▶行政サービスをはじめ全市レベルの都市機能が集積する都市拠点及び新たな都市拠点や産業拠点を形成して

- 犬山駅周辺地区における市役所、図書館、保健センター等の全市レベルの行政サービス機能の高い集積を有する都市拠点の形成により全市民の生活を支えられる都市
- 橋爪・五郎丸地区を新たな都市拠点とし、犬山市民の活力や産業の活性化に繋げるとともに、駅設置の可能性を含む公共交通の充実を目指す都市
- 幹線道路や公共交通の利便性が高い地区において、企業活動の維持、増進の受け皿となる新たな産業拠点の形成を目指す都市

#### ▶都市基盤施設等の既存ストックの活用を基本に

- 基盤施設の老朽化に対する対応や既存ストックの有効活用などにより、都市運営にかかるコストや新たな費用負担を極力抑制し、持続的な発展が可能となる都市



### 自然や環境と調和する都市

#### ▶歴史や自然を感じられる景観を守って

- 城下町地区における歴史的景観や名勝木曽川の水辺景観、東部の丘陵地における里山景観や市街地における歩いて楽しめる商業地景観、緑豊かな住宅地景観の保全と形成などにより、「歴史」「自然」「生活」といった固有の風土や環境を有した都市の風景が守られた都市

#### ▶豊かな自然とのふれあいを通して

- 木曽川、東部の丘陵地や入鹿池、まとまりある農地等の保全、河川や歩行者・自転車ネットワークを活用した水と緑のネットワークの構築による、豊かな自然に包まれ、身边に自然を感じることができる都市

#### ▶身近な生活拠点の配置により、地球環境への負荷を抑制して

- 身近な生活拠点の配置により、過度に自動車交通に依存しない暮らし方が広まり、環境と共生した住宅・宅地の確保がされ、また、環境への取組みを広く周知・PRする場が充実した、地球環境にやさしい都市



### 3 地域別構想

#### 犬山地域 | まちづくりの目標・方針

都市拠点・地区拠点：犬山駅周辺地区、橋爪・五郎丸地区

準地区拠点：犬山口、犬山遊園、木津用水各駅周辺地区

##### ■楽しく歩ける安全・安心なまち

- 城下町地区における、安全で安心して歩ける歩行空間の整備及び地区内への過度な自動車交通の進入抑制
- 良好な住環境の整備を目指し、地区計画区域等における生活道路や身近な公園の整備等の市街地整備の促進 等

##### ■地域の歴史・文化や人のつながりが守られみんなが訪れたくなるまち

- 城下町地区における、歴史・文化資源等の保全・活用、愛着・親しみ・誇りの持てる景観形成及び伝統的建造物群保存地区の指定の検討
- 旧体育館の跡地利用の推進、福祉会館のあり方の検討 等

##### ■玄関口にふさわしいにぎわいと新たな活力が生まれるまち

- 都市拠点における、民間活力を生かした遊休地の有効活用及び居住機能や医療・福祉機能の維持・導入の促進
- 幹線道路沿道における商業集積ラインの形成
- 国道41号の6車線化や名古屋高速道路の延伸など、国への働きかけを通じて、名濃バイパスの整備促進 等

#### 羽黒地域 | まちづくりの目標・方針

地区拠点：羽黒駅周辺地区

準地区拠点：郊外住宅団地の中心地区

##### ■みんなが健康で元気に暮らせるまち

- 地区拠点における、駅前広場等の都市基盤施設の整備・改善や歩道設置等を通じ、生活利便施設や徒歩・自転車でも利用しやすい商業施設等の立地促進
- 準地区拠点における、日常生活に必要な生活利便施設等の立地促進
- 市民文化会館と羽黒中央公園の連携を強化し、スポーツ・レクリエーション活動の場として利用を促進 等

##### ■水や地域の歴史・文化に親しみ 歩いてめぐれるまち

- 半ノ木川、五条川の堤防を利用した遊歩道の整備
- 磨墨塚史跡公園・羽黒城址の活用を促進 等

#### 楽田地域 | まちづくりの目標・方針

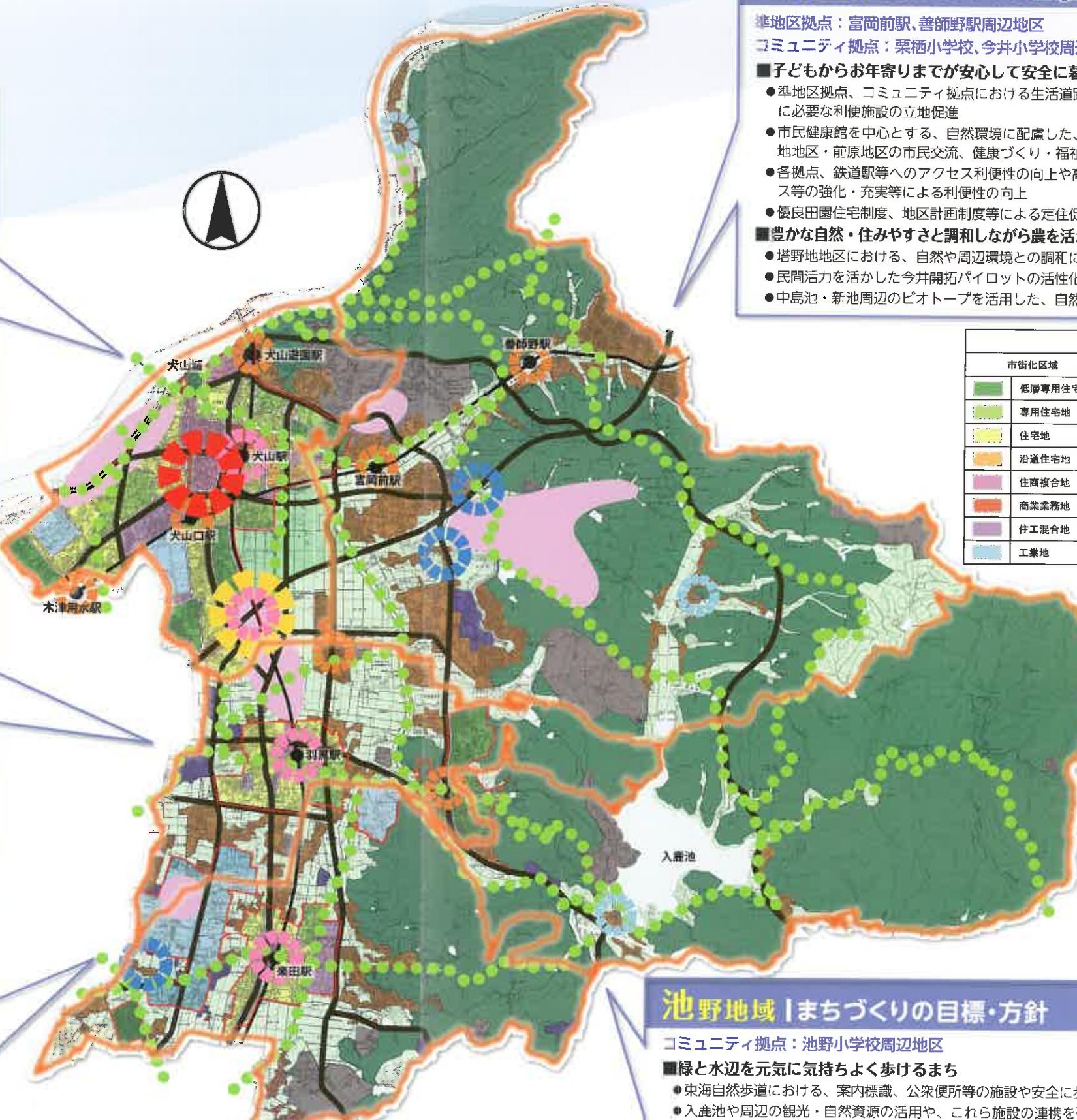
地区拠点：楽田駅周辺地区

##### ■集積する産業と共生しながら便利で快適な生活環境が整ったまち

- 地区拠点における、駅前広場等の都市基盤施設の整備・改善や歩道設置等を通じ、生活利便施設や徒歩・自転車でも利用しやすい商業施設等の立地促進
- 既存の産業用地の周辺における、新たな産業用地の形成 等

##### ■地域の豊かな歴史・自然にふれあえる歩いて楽しいまち

- 山の田公園周辺における健康づくり・福祉・市民交流エリアの整備・充実と、公共交通や徒歩等でのアクセス利便性の向上及び当該エリアを含めた各エリア間をつなぐ歩行者ネットワークの形成
- 薬師川沿いの桜並木や、青塚古墳・大縣神社等の歴史・文化資源を結ぶハイキングコース等の活用による、歩行者ネットワークの形成及び歩行環境の充実
- 大縣神社を中心とした歴史的風致の維持・向上 等



#### 城東地域 | まちづくりの目標・方針

准地区拠点：富岡前駅、善師野駅周辺地区

コミュニティ拠点：栗栖小学校、今井小学校周辺地区

##### ■子どもからお年寄りまでが安心して安全に暮らせるまち

- 準地区拠点、コミュニティ拠点における生活道路の改善、基盤施設の整備を通じた、日常生活に必要な利便施設の立地促進
- 市民健康館を中心とする、自然環境に配慮した、土地所有者・管理者と協調しながら、塔野地地区・前原地区の市民交流、健康づくり・福祉エリアの整備・充実
- 各拠点、鉄道駅等へのアクセス利便性の向上や高齢者の買い物支援等に向け、コミュニティバス等の強化・充実等による利便性の向上
- 優良田園住宅制度、地区計画制度等による定住促進施策の検討 等

##### ■豊かな自然・住みやすさと調和しながら農を活かした新たな活力・にぎわいが育まれるまち

- 塔野地地区における、自然や周辺環境との調和に配慮した、新たな産業用地の形成
- 民間活力を活かした今井開拓パイロットの活性化と土地の有効活用を通じた地域活性化の検討
- 中島池・新池周辺のビオトープを活用した、自然と気軽にふれあえる場の確保 等

凡例		
市街化区域	市街化調整区域	その他
低層専用住宅地	森林等	都市拠点
専用住宅地	農地等	地区拠点
住宅地	集落・住宅団地	準地区拠点
沿道住宅地	工業地	新たな都市拠点
住商複合地	施設用地	新たな産業拠点
商業業務地	河川・ため池等	コミュニティ拠点
住工混合地		市民交流エリア
工業地		歩行者・自転車ネットワーク
		主要な幹線道路
		鉄道
		地域界
		市街化区域

#### 池野地域 | まちづくりの目標・方針

コミュニティ拠点：池野小学校周辺地区

##### ■緑と水辺を元気に気持ちよく歩けるまち

- 東海自然歩道における、案内標識、公衆便所等の施設や安全に歩くことのできる歩道の改修整備
- 入鹿池や周辺の観光・自然資源の活用や、これら施設の連携を強化する歩行者ネットワークの形成など、より多くの観光客を引きつけられるような取組みの検討 等

##### ■みんなが健康で安全に暮らせるまち

- コミュニティ拠点における生活道路の改善、基盤施設の整備を通じた、日常生活に必要な利便施設の立地促進
- 防災性の向上に向け、県への要望を通じ、急傾斜地崩壊対策及び土石流危険渓流対策、新郷瀬川の改修を促進するとともに、災害時の避難路確保に向けた道路整備を検討
- 大型車をはじめとする自動車交通の円滑な処理に向け、県への要望を通じた、主要地方道多治見犬山線の整備・促進 等

\*記載されている方針は一部です。その他の方針については、犬山市都市計画マスターplan本編をご覧ください。

## 都市づくりの方針

### 【土地利用】

- 地区拠点（犬山駅、羽黒駅、楽田駅周辺、橋爪・五郎丸地区）における、都市基盤施設の整備・改善、身近な商業機能、生活サービス機能の集積や、空地・空き家活用による「まちなか居住」促進
- 準地区拠点・コミュニティ拠点における日常的な買い物や交流の場の形成
- 市街化調整区域の集落地における、自然や農業環境と調和した宅地供給のあり方を検討

### 【都市施設（都市交通施設、公園・緑地等）】

- 城下町地区における、歩行空間の整備、周辺部での駐車場設置等による地区内への自動車交通の過度な進入抑制
- 地区拠点における、歩行環境の改善・創出及び駅へのアクセス利便性を高める道路等の整備
- 拠点へのアクセス利便性を高めるため、バス交通等の利便性向上
- 自動車交通量の多い生活道路における、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩道等の整備
- 既存の歩行空間や河川沿いの桜並木や緑道を活用し、健康づくり・福祉エリアや各拠点間をつなぐ歩行者・自転車ネットワークの形成

### 【景観形成・防災等】

- 城下町地区における、愛着・親しみ・誇りの持てる景観づくり
- 交通安全施設の充実、啓発活動等の強化・充実による安全で快適な交通環境の確保
- 古くからの市街地における、狭い道路の改善や避難路・避難場所の確保、建築物不燃化・耐震化・減災化の促進
- 市街地や集落地における、街路灯の設置等や防災体制・防犯体制の強化
- 土砂災害などの災害が発生する可能性が高い地域での新たな市街地拡大の制限

### 【その他】

- 身近なまちづくり・計画づくりへの住民参加や住民参加による公園等の維持管理などの取り組みの推進

### 【土地利用】

- 都市拠点における、都市基盤施設の整備・改善、商業・業務機能等の集積、居住機能や医療・福祉機能の維持導入の促進
- 広域からのアクセス利便性に優れる地域における新たな産業用地の形成
- 市街化区域内の都市的低・未用地の活用
- 既存ストックを活用した新たな拠点形成

### 【都市施設（都市交通施設、公園・緑地等）】

- 国道41号の6車線化や名濃道路の建設促進及び（都）成田富士入鹿線等の整備推進
- 環境負荷低減や資源活用を意識した道路、橋梁、公園、下水道等の都市基盤施設の適切な維持管理と長寿命化

### 【土地利用】

- 橋爪・五郎丸地区における新たな交流エリア形成に向け、歩行者ネットワークのあり方、コミュニティバスネットワークの結節点としてのあり方、交流促進に向けた土地利用のあり方や計画的な誘導手法のあり方の検討
- 関連計画に基づいた歴史・文化資源等の保全・活用
- 都市的低・未用地のうち宅地化の見込みにくい土地や耕作放棄地を市民農園として有効活用を検討

### 【都市施設（都市交通施設、公園・緑地等）】

- 幹線道路の整備及び公共交通網の強化・充実
- 木曽川沿いで歩行者・自転車空間の確保の検討と、犬山遊園駅～犬山城・城下町地区～犬山駅・犬山口駅を結ぶ回遊性を高めるような拠点づくりやサイン設置等
- 観光・レクリエーション拠点の広域ネットワーク形成及び既存の歩行空間や河川沿いの桜並木や緑道を活用した歩行者・自転車ネットワークの形成、東海自然歩道の利用増進や里山づくりを通じた自然再生活動等の支援
- 城下町地区における、安全で安心して歩ける歩行空間の整備及び周辺部での駐車場設置等の推進
- 都市公園・緑地の利用増進及び既存の公園や広場の伝統文化や祭り、イベントの場としての活用
- スポーツ・レクリエーション活動の場となる新たな公園（交流スペースやグラウンド等）の設置検討

### 【景観形成】

- 城下町地区における、愛着・親しみ・誇りの持てる景観づくり、既存の歴史的建造物の修理や復原、歴史的町並みと調和した景観形成及び伝統的建造物群保存地区の指定の検討

### 【その他】

- 身近なまちづくり・計画づくりへの住民参加や住民参加による公園等の維持管理などの取り組みの推進

### 【土地利用】

- 東部丘陵の緑地や、まとまりある農地の保全、及び里山づくりや保全活動に参加できるような機会の提供
- 生産緑地の保全及び寺林などのまとまった緑地の保全方策の検討。また、地区計画や緑化協定等の制度を活用した民有地の緑化促進及び規模の大きな開発等での緑化の誘導
- 都市拠点や地区拠点を中心とした“まちなか居住”や様々な都市機能の立地促進

### 【都市施設（都市交通施設、公園・緑地等）】

- 里山や農地、河川・水路やため池などを活用した、身近に自然とふれあえる場の確保
- 市街地内の公園や緑地をきめ細かく結ぶ水と緑のネットワークや、様々な施設をつなぐ歩行者ネットワークの形成
- 利便性の高い公共交通体系の構築やサービス水準の維持・向上

### 【景観形成】

- 「犬山市景観計画」に定める、より良い都市景観の形成

### 【その他】

- 環境負荷低減に向け、緑豊かで環境と共生するような公共施設の整備
- 各種の環境保全に取り組む団体等と協力して環境学習やイベントなどの啓発事業の実施

めくる順番②

## 4 計画の実現に向けて

### 協働による都市づくりの方針

本計画を実現していくためには、市民と行政、NPOやコミュニティ活動団体、ボランティア組織をはじめとする各種団体・企業などの事業者がお互いの役割を明確にしつつ、協働して都市づくりを進めていくことが必要です。

#### 行政

- 今後の都市づくりの方向性を踏まえながら、秩序ある土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めます。
- 各地域のまちづくり構想を踏まえつつ、市民や事業者と協働して、各々の地域における身近なまちづくりを実践していきます。
- 市民や事業者との協働による身近なまちづくりの実践に向け、広報誌やホームページなど多様な媒体を活用し、都市づくりに関する情報などをわかりやすく市民に提供し、各種計画づくりへの参加機会の拡充を図るとともに、各種活動団体等のまちづくりに関する活動等を支援していきます。

#### 市民・事業者

- 市民や事業者は、都市計画の仕組みや制度等について知識や理解を深めながら、自ら考え、実践することで、秩序ある土地利用を進めるものとします。また、行政と共に考え、共に活動しながら、土地利用や景観のルールづくり、生活道路や公園の整備等といった身近なまちづくりの計画策定や実践等に積極的に取り組むものとします。

### 本計画の今後の見直しの基本的考え方

本計画は、「第5次犬山市総合計画」の改訂に基づき定めています。今後、総合計画などの上位計画に大きな変更が生じた場合や、社会経済情勢の変化等により新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となった場合においては、必要に応じて本計画を適切に見直していくこととします。

【発行日】 平成29年3月

【問合せ先】 犬山市 都市整備部 都市計画課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畠36番地

TEL: 0568-44-0330 (直通) FAX: 0568-44-0366

E-mail : 080100@city.inuyama.lg.jp

※このパンフレットは、犬山市都市計画マスタープランの概要版です。犬山市都市計画マスタープラン本編は、市ホームページでご覧いただけます。 <http://www.city.inuyama.aichi.jp/>